



【申込期限】  
令和4年

8/31  
(水)

自慢の特産品をふるさと納税で全国へ

# ふるさと納税特産品開発等事業費補助金

ふるさと納税の返礼品に登録することを要件として特産品の開発や商品化を支援します。  
この機会に自慢の特産品をふるさと納税を通じて、全国にお届けしませんか。

商品を開発や生産強化に  
機器の購入が必要だ…

パッケージデザイン  
を刷新したい…

商品の情報を魅力的  
に発信したい…

## 1 機器等の購入

補助率・補助上限

補助対象経費の **3分の2**  
(補助上限 **20**万円)

補助対象経費

商品の開発や改良等に必要な機器等の購入に要する費用または既にふるさと納税返礼品に登録されている商品の生産の強化に必要な機器等の購入に要する費用

## 2 パッケージの改良

補助率・補助上限

補助対象経費の **3分の2**  
(補助上限 **10**万円)

補助対象経費

包装や梱包の開発または改良に要する費用（人件費は除きます。）

## 3 情報発信

補助率・補助上限

補助対象経費の **3分の2**  
(補助上限 **10**万円)

補助対象経費

生産者や返礼品を紹介するホームページの構築やパンフレットの制作に要する費用

※ 1 から 3 のうち、いずれか1つのみ補助金の申請が可能です。

補助対象者

◆ 次のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に事業所または活動拠点を有していること。
- (2) 本事業を活用して開発または改良される特産品を米原市ふるさと納税の返礼品として登録すること
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

詳細・申請資料

は市HPへ



米原市ふるさと納税サイト



お問い合わせ

米原市役所シティセールス課 TEL 0749-53-5140  
E-mail visit@city.maibara.lg.jp